

「是正又は改善の意見」  
資産及び負債の会計処理に当たっては、  
関係規程に基づき適正に行うこと。

(監査総務課)

## 監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った令和3年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月21日

福島県監査委員 山田平四郎  
福島県監査委員 高野光二  
福島県監査委員 佐竹浩  
福島県監査委員 高橋宏和

4人第1891号  
令和5年1月23日

福島県監査委員 山田平四郎  
福島県監査委員 高野光二 様  
福島県監査委員 佐竹浩  
福島県監査委員 高橋宏和

福島県知事 団

令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）  
のことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

(別紙)

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
無影灯及び シーリング ペンダント の固定資産 台帳への資 産計上単位 について  (医療関連 産業集積推 進室)  報告書53頁	<p>【指摘事項】 固定資産台帳の件名（施設名） ふくしま医療機器開発支援センター (手術室及びアンギオハイブリッド手術室)に関する、見積書によると合計金額が303,804,000円（税込）で、その内訳に無影灯18台、計39,204,000円（税込）とシーリングペンダント10台、計17,506,800円（税込）が含まれている。福島県固定資産台帳整備要領の第6 2 資産計上基準及び評価基準 (5) 耐用年数及び減価償却には「耐用年数及び償却率については原則として耐用年数省令に従う。」とされ、当該「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（以下「耐用年数省令」という。）によると医療機器のうち手術機器の耐用年数は5年であるため、建物と一体として認識するのではなく、それぞれを1つずつの物品として耐用年数5年で減価償却をするべきである。さらに、見積書によると内訳には据付・調整費37,272,960円（税込）、諸経費8,303,040円（税込）が含まれるが、これらは共通経費であるため関連する資産ごと</p>	指摘事項のとおり、処理することとした。

	に按分するべきである。減価償却累計額、期末簿価についても本来の耐用年数に基づいて計算する必要がある。	
エレベーターの固定資産台帳への資産計上単位について（生涯学習課、医療人材対策室、医療関連産業集積推進室、県北建設事務所、相双建設事務所、ふたば未来学園高等学校）報告書55頁	<p><b>【指摘事項】</b>          ふくしま医療機器開発支援センターに設置されている4基のエレベーターが建物本体に含めて固定資産台帳に登録されており、エレベーターそれ自体が独立して固定資産台帳に登録されていない。          新公会計制度作業マニュアルによるとエレベーターは建物附屬設備であり、耐用年数が17年と記載されている。商工労働部医療と産業集積推進室担当者によるとエレベーターは、建築工事の一部として施工（発注）されており、公有財産管理もエレベーターだけ別に管理しておらず、建物に含まれて管理されているとのこと。エレベーターは、それ自体を別途独立して固定資産台帳に登録するべきである。減価償却累計額、期末簿価についても本来の耐用年数に基づいて計算する必要がある。</p> <p>また、エレベーターが固定資産台帳に独立して登録されているか、もしくは、建物本体に含めて登録されているかに關してふくしま医療機器開発支援センター以外の建物について平成29年度以降取得した建物から金額的重要な性を勘査して6件サンプリングして確認したところ、結果は下表のとおりであった。エレベーターを独立して耐用年数を17年として固定資産台帳へ登録しているのは6件中1件であった。エレベーターは金額的に重要性が高い場合が多く、誤って帳簿へ登録した場合は、エレベーターは金額的に重要性が高いために固定資産台帳へ登録し、建物の耐用年数で減価償却を算出する場合と、正確にエレベーターを独立して固定資産台帳へ登録し、エレベーターの耐用年数である17年で減価償却した場合とでは、エレベーターに關する減価償却費及び期末簿価額に大きな差が生じる。さらに、他団体との比較を可能とするため、固定資産台帳は、固定資産台帳を正しく作成することが必要条件である。統一的な基準として「統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成28年5月改定 総務</p>	<p><b>【生涯学習課、医療関連産業集積推進室、県北建設事務所、相双建設事務所、ふたば未来学園高等学校】</b>          指摘事項のとおり、処理することとした。</p> <p><b>【医療人材対策室】</b>          福島県立医科大学保健科学部の建物については、県議会の議決を経た上で、県から大学に出資、福島県立医科大学が移転され、現在、公立大学法人福島県立医科大学の固定資産として登録されている。この登録を行うに当たって、エレベーターについては、建物から独立して登録を行っており、適切に処理がなされているところである。</p>

省)」による「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」には、固定資産台帳の記載単位に関する「記載単位としては、①現物との照合が可能な単位であること、②取替や更新を行う単位であること、という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当です」とされ、福島県固定資産台帳整備要領においても、記帳の単位は「ア 現物と照合が可能な単位であること、イ 取替や更新を行う単位であること」という2つの原則に照らして判断し、記載する」とされる。固定資産台帳への登録の際の資産計上単位等について定められた規定に基づいて、処理するべきである。

	建物名	エレベーターの登録状況
1	警察本部 庁舎	建物と別に登録
2	福島県立 医科大学 保健科学 部	建物と別に登録 してあるが、空 調設備、換気設 備と併せて、「機 械工事」として 登録
3	ふたば未 来学園高 等学校	建物と別に登録 してあるが、エ レベーターの耐 用年数を15年と して登録
4	東日本大 震災・原 子力災害 伝承館	建物に含めて登 録
5	公営住宅 (辻内団 地)	建物に含めて登 録
6	公営住宅 (石倉団 地)	建物に含めて登 録

一式を購入した場合における固定資産台帳の登録する単位について  
(財産管理)

【指摘事項】

ふくしま医療機器開発支援センターの電磁的安全性評価試験システム一式に関して、平成28年8月31日に入札で1社から総額145,800,000円で購入した。当該物品を固定資産台帳に件名:電子回路測定器、

福島県固定資産台帳整備要領第6第2項(1)記帳の単位及び第7の個別ごとの単位、公有財産の制度の内容等について、令和4年4月に公有財産管理研修会を実施し、財産管理者において適切に処理するよう、また、品

課)  
報告書56頁

取得価額：145,800,000円で1つの固定資産として登録している。一式には電子回路測定器の他にP C等のデータ処理装置、椅子や机などのその他付属部品等が含まれる。「エレベーターの固定資産台帳への資産計上単位について」とも関連するが、福島県固定資産台帳整備要領によると、記帳の単位は「現物と照合が可能な単位であること、取替や更新を行う単位であること、という2つの原則に照らして判断し、記載する。」とされる。しかし、現状では県において一式で購入した場合の一式内の付属品等内訳の規定はない。

新公会計制度作業マニュアルには、物品については、備品（取得価格が100万円以上のもの）、自動車、種牛、種馬、その他の動物（取得価格が100万円以上の動物）、総トン数20トン未満の船舶（ろ、かい以外の推進力をもつて推進する船舶）を重要物品とし、重要物品以外の物品に関しては資産計上を要しない旨が定められており、物品を入札で一式を購入した場合に一式をまとめて総額で固定資産台帳に登録すると、どの単位で100万円以上かどうかを判断するのか判断基準が不明確になる。

物品等を一式で購入して合計金額しか分からぬ場合には、「現物と照合が可能な単位であること、取替や更新を行う単位であること」の要件を満たす単位で固定資産台帳に登録することはできない。現状、入札で物品を購入する場合に、それぞれの内訳の金額が知りたい場合には、物品を要求する際に品目内訳書を付ける必要があり、要する際に品目内訳書を付けなければ落札企業は、一式購入をした場合は、落札企業にて内訳までは求めていらない。「現物と取替や更新を行う単位であること」の要件を満たす単位で固定資産台帳へ登録するためには、一式で重要物品を購入する場合には必ず品目内訳書を落札業者に求めるようとする必要がある。

目内訳がない場合には品目内訳書を依頼するよう指導した。

次年度以降も、演習において資産登録票を使用した実例を利用しながら、適切な処理を進めよう、周知を徹底していく。

固定資産の  
実査につい  
て  
(財産管理  
課)

【指摘事項】

固定資産台帳に計上される資産に異動があった場合に、固定資産台帳の内容と現物の整合を資料・現地確認等により確認を行うとい

固定資産の実査については、令和4年度に効果的、効率的な実施方法・ローテーション期間の検討を進め、令和5年度に規定を定め各部局に周知していく。

報告書57頁	<p>う運用がなされているが、実査に関する規定はない。固定資産台帳に計上される資産に異動があつた場合にのみ固定資産台帳の内容と現物の整合を資料・現地確認等により確認を行うだけでは、盜難・紛失の事実の把握や遊休状態・陳腐化した固定資産の把握ができず、固定資産台帳の内容と実際の固定資産とで相違が生じることとなる。固定資産台帳を整備する目的の一つである資産の状況を正しく把握するということを達成するためには、すべての固定資産を少なくとも数年に1度は各部課で実査をするようにローテーションを組む等の実査に関する規定を定めるべきである。</p> <p>なお、インフラ資産に関しては定期的な点検と管理台帳による管理を行っており、その中で固定資産の現物を確認している。インフラ資産に関しては管理台帳と固定資産台帳との整合性を確認することで固定資産台帳の正確性を担保する必要がある。</p>	
勿来酒井団地敷地の取得年月日にについて (いわき建設事務所) 報告書61頁	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>固定資産台帳に記載されている勿来酒井団地敷地の取得年月日は平成28年4月1日であるが、県の土木部担当者によると当該取得年月日の根拠は次のとおりである。</p> <p>当該土地は、いわき建設事務所で団地敷地として平成29年2月23日に取得し、造成工事は平成30年3月23日に完了し引渡を受けたものである。いわき建設事務所としては、取得年月日を平成29年2月23日としていたが、平成28年度分取得資産のシステム登録を失念したため固定資産台帳が作成されていなかった。</p> <p>その後、平成29年度分取得資産のシステム登録期間中に登録したが、システム上、取得年月日を平成28年度に遡及して登録できないため、便宜的に、平成29年4月1日として登録した。今回の調査では県ホームページ上の取得年月日が平成28年4月1日にて公開されていることが判明したが、県担当課に確認したところ、公開しているデータの取得年月日にずれが生じ、平成29年4月1日ではなく、平成28年4月1日と表示されていたものである。</p> <p>当該土地の付随費用に関する目</p>	<p>固定資産台帳における勿来酒井団地敷地の取得年月日を平成30年3月23日に修正登録した。</p>

	的物の引渡書の日付が平成30年3月23日であるため、取得年月日は平成30年3月23日にするべきである。	
双葉翔陽高等学校的財産区分及び時価について (双葉翔陽高等学校) 報告書62頁	<p><b>【指摘事項】</b>          固定資産台帳に記載されている双葉翔陽高等学校的財産区分が「行政財産」であり、売却区分が「可」となっているが、行政財産は原則として売却することができない。          教育庁の担当者によると、売却区分が「可」となっている理由及び行政財産のまま売却可となっている理由は、以下のとおり。          「平成9年の県立高校改革で総合学科に再編され、演習林は教育目的での使用がなくなり、敷地の処分を検討していたため、売却区分を「可」としていた。しかし、福島第1原発事故により、現在は居住制限区域となっていることや、平成29年3月末日をもって学校は休校となっているため、敷地の処分手続を進めることができない状態となっている。行政財産のまま売却可となっている理由は、処分方法が決まった後、行政財産から普通財産に変更する用途廃止手続を行う予定だったが、処分手続を進めることができない状態のため、行政財産のままとなっている。」          教育目的として使用しなくなった段階で財産区分を「普通財産」とし、売却できる状態になり、内部での手続を済ませた上で売却区分を「可」とすべきであり、現状では処分することはできないので、売却区分は「不可」とすべきである。          また、公有財産管理システム操作説明書に記載のとおり、時価等は売却可能区分が「可」の場合に記載するものであるため、売却可能区分が「不可」の場合は、時価等は空欄とするべきである。</p>	売却区分を「不可」とし、それに伴う修正を行う。
双葉翔陽高等学校的取得年月日にについて (双葉翔陽高等学校) 報告書63頁	<p><b>【指摘事項】</b>          固定資産台帳に記載されている双葉翔陽高等学校的取得年月日は平成31年3月11日であるが、当該土地は双葉町から福島県へ寄附されたものであり、寄附申込受理の写しの日付が昭和28年12月24日であるため、取得年月日は昭和28年12月24日とするべきである。</p>	指摘事項のとおり、処理することとした。
松風の里団	<b>【指摘事項】</b>	県有財産台帳に基づき、固定

<p>地の取得価額について (県南建設事務所) 報告書65頁</p>	<p>県有財産台帳によると県南建設事務所が管理している県営住宅、松風の里団地を含む関川窪団地、金勝寺団地、真舟団地、白梅が郷団地の建物従物、土地従物計510件の取得価額は合計1,152,856,469円であり、取得価額について固定資産台帳と差異が生じているため、固定資産台帳の取得価額を訂正する必要がある。</p>	<p>資産台帳の取得価額を訂正した。</p>
<p>松風の里団地の固定資産台帳の記載単位について (県南建設事務所) 報告書65頁</p>	<p><b>【指摘事項】</b> 当該固定資産は510件の工作物が1つの固定資産として固定資産台帳に登録されているが、510件の工作物をそれぞれ区別して固定資産台帳に登録する必要がある。 また、固定資産台帳には、取得年月日が昭和43年4月1日、耐用年数が40年と登録されているが、当該取得年月日及び耐用年数には根拠がなく、510件の工作物を区別して登録して、それぞれの工作物ごとに取得年月日、耐用年数を登録し、その上で、耐用年数が経過した工作物は、備忘価額1円とするべきである。 なお、資産評価及び固定資産台帳整備の手引きの「V 固定資産台帳の記載単位」には「事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、それぞれの工作物ごとの個別単位の管理を原則としますが、開始時において、過去に取得したものを分けて管理していない場合は、一体として固定資産台帳に記載することを許容することとします。ただし、開始後においては、新規整備や更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。」と記載されているが、開始時における当該松風の里団地（内訳不詳（534件））に関する県有財産台帳において、過去に取得したもの分けて管理しているためこの規定は適用されない。</p>	<p>県有財産台帳に基づき、510件を区分して固定資産台帳に登録した。 また、各工作物毎に取得年月日等を記載し、耐用年数を経過した工作物は備忘価格1円とした。</p>
<p>浮桟橋の耐用年数について (水産海洋研究センター) 報告書68頁</p>	<p><b>【指摘事項】</b> 県有財産台帳の耐用年数は40年であり、固定資産台帳の耐用年数と異なる。耐用年数に関して、水産海洋研究センター担当者によると以下のとおりである。 「固定資産台帳の耐用年数が50年と登録されているが、平成27年度頃にシステムに入力されたものであるため、当時の担当職員に経</p>	<p>指摘事項のとおり、処理することとした。</p>

	<p>緯を確認したところ、耐用年数表を確認し、財産管理課に相談しながら作成したことは記憶しているが、詳しくは覚えていない」とのことであった。</p> <p>しかしながら、当該資産は、構造的には船舶の一種であり、動力となる機関はついているもの牽引して洋上を移動することができることから、正しくは「係留台船」であると判断される。したがって、当該資産は、耐用年数省令別表中、「船舶／その他のもの／鋼船／その他のもの」が該当し、耐用年数としては12年と判断されるため固定資産台帳の耐用年数について訂正を要する。減価償却累計額、期末簿価についても本来の耐用年数に基づいて計算する必要がある。</p>	
浮桟橋の資産区分について (水産海洋研究センター) 報告書69頁	<p><b>【指摘事項】</b> 固定資産台帳の資産区分は事業用資産(浮標等)とされている。当該資産は構造的には船舶の一種であり、通常は岸壁に係留し、船舶への乗り込みの足場として、また、調査機器等の一時保管場所として利用しているが、定期的なメンテナンスの際は、岸壁から離し、造船所まで洋上をボートけん引(航行)することになるため、推進力を持たない箱船である「台船」と整理される。したがって資産区分が浮標等というのは適切ではない。</p> <p>新公会計制度作業マニュアルには船舶の計上範囲に関する船舶法(明治32年法律第46号)第4条から第19条までの規定の適用を受けるものと記載されており、これに該当するため、資産区分は事業用資産(浮標等)ではなく事業用資産(船舶)とするべきである。</p>	指摘事項のとおり、処理することとした。
人事管理給与システムの取得価額の集計ミスについて (人事課) 報告書72頁	<p><b>【指摘事項】</b> 社会保障・税番号制に係る改修業務委託の金額は、1,533,600円であるが、人事管理給与システムの取得価額を算定する際に誤って1,553,600円として計算している。その結果、正しい取得価額は504,978,600円であり、取得価額が誤った金額となっている。上長が再計算するなど二重チェックをして、取得価額の計算に誤りがないように注意するべきである。</p>	副担当が再計算して二重チェックを行った上、必ず上長が最終確認するよう事務処理を改めた。
神明車庫の	<b>【指摘事項】</b>	令和3年度末までに資材、ゴ

<p>管理について (県中建設事務所) 報告書84頁</p>	<p>神明車庫は倉庫として利用されているが、かなり長い間使用されていない備品等が乱雑に置かれていた。また、処分すべきものやゴミと思われるものも散見された。さらには、私物と思われる用具・備品も無造作に置かれていた。これらのものを整理すれば余剰スペースはかなり広がると思われ、神明車庫を有効に利用しているとはいえない。郡山市の中心地に位置しており、地価も高い場所である。民間では考えられない利用状態である。</p>	<p>ミの分別、整理整頓を行い、令和4年11月に不要物の廃棄を行った。 なお、今後とも、以下対応方針に基づき、適切な施設管理に努める。</p> <p><b>【備品等】</b> 車庫に保管する資材は定期的に分別を行い、必要なものについて整理整頓、不要なものについて定期的に処分を行う。</p> <p><b>【道路パトロールなどによる拾得物(ゴミ)】</b> 拾得後、処分するまでの一定期間、車庫へ保管することなるため、定期的に処分を行う。</p>
<p>教育庁職員公舎(特に校長公舎)について (施設財産室) 報告書85頁</p>	<p><b>【指摘事項】</b> 安積黎明高校校長公舎は平成23年4月から、須賀川高校校長公舎は平成24年4月、郡山商業高校校長公舎は平成26年10月からそれぞれ空き家であるが、比較的状態が良く、学校から解体を求められていることもあり、現在用途廃止を検討中とのことである。しかしながら、これだけ長期間空き家にもかかわらず令和3年現在廃止を決定していないことは著しく合理性に欠ける。これらの地区は民間の住宅も充実しており職員公舎の必要性は低いことは周知の事実であり、早期に廃止解体を決定すべきである。相対的に校長公舎の入居率は低く(戸建てのため0%が多い)、あまり利用されていないのが現状である。</p>	<p>老朽化が進み、入居率も低い職員公舎については、公舎を管理している教育事務所との協議等の上、適宜、用途廃止を行い、解体を行っている。</p>
<p>校舎を使用しなくなった高校の土地建物に関する各部局への利活用要望の照会について (施設財産室) 報告書101頁</p>	<p><b>【指摘事項】</b> 閉校になった際の土地建物の利活用に関する意思決定プロセスについては、教育庁施設財産室が各部局に施設利活用要望のアンケートを実施し取りまとめを行い、県で利用計画がない場合、所在地の市町村に利活用要望の照会を行い、最終的な利活用方針を決定していくプロセスを経ている。しかしながら、再編整備で閉校となつた事例では、各部局からの回答で利活用方針が出されたことはなく、取り壊しを含めた利活用方針の決定まで長期間かかるケースが散見される。 この点、各部局への利活用要望照会で利活用方針が出されない原因として、照会の実施方法が挙げられる。調査時点では各部局に要</p>	<p>空き校舎等への対応については、他部局等への利用要望の照会のほか、地域の実情に合わせた利活用を検討するため、各部局等と個別に調整等を行っている。 利用要望照会及び個別調整の方法等については、隨時検証の上、より効果的な対応としていく。</p>

望を伺うのみの消極的な照会内容に留まっており、各部局に積極的に検討を働きかけるような内容とはなっていない。

要望を吸い上げるだけではなく、各部局が保有する専門的なノウハウをアイディアとして吸い上げるようなアンケート方法に変更することで、有効性を高める必要がある。

(監査総務課)